

思いやり通信



仙台市立黒松小学校
令和3年11月2日
第11号

九月の思いやりアンケートの結果

思いやりアンケート 九月

年 組 名前 _____

- 誰かがいじめられているのを見たことがありますか。
(1) ある (2) ない
- 今、誰かにいじめられていますか。
(1) いる (2) いない
- 今、先生に相談したいことがありますか。
(1) ある (2) ない

あるに○を付けた人は、相談したい内容を書いてください

9月に実施した思いやりアンケートの結果についてお知らせします。今回は一年生も含めて、ほぼ全ての黒松小児童から回答を得ることができました。前回の思いやりアンケート終了後から、今回のアンケートまでに寄せられたいじめの訴えは**6件**です。内容は「二人の友達からやっていないことを、やったと決めつけられた。」「嫌なあだ名で呼ばれた。」「嫌なことを言われた。」「嫌なことをされた。」「きつい言い方で注意された。」等でした。

被害の児童の話に共通しているのは、「普段は仲良しだけど…」や「前は仲良しだったけど…」という言葉です。そして関係児童の話に共通しているのは「いつもみたいに、ふざけてつい…」や「強く言っ

たつもりはなかったんだけど、いつもの調子で…」という言葉です。**どちらの言葉からも、身近な交友関係で生じたトラブルであったことがうかがえます。距離を置いた関係ではあり得ないことがほとんどです。**このような「無自覚ないじめ」とも言える行為に対し、私たちは「今回の言動がせつかくの友達を失ってしまう行為になってしまわないか」と、尋ねるようにしています。たいていの場合は、児童がその問い掛けに自らの行為を省みて「友達に謝りたい」と言います。残念ながら双方の事実認識に相違があり、指導に時間が掛かる場合もあります。そのような場合にはご家庭の意見を聞きながらも、関係修復を焦らないようにしています。

今回の調査では**いじめの訴えの件数は少ないのですが、相談の件数は多いです。**どの担任も毎日数件の友達関係に関する相談を受けています。今回の思いやりアンケートでも**14件**の相談したい内容が記載されていました。「委員会の仕事に〇〇君が来てくれない。」「〇〇さんが無断で私の席に座る。」「〇〇君がふざけてパンチしてくる。」「友達から、私は〇〇で遊んじゃだめって言われた。」「〇〇君が、ばかとかブスとか言うってくる。」「ふざけて嫌なあだ名で呼んでくる。」「〇〇君が授業中こっちを見てくる。」「いじめじゃないんだけど、ずっとけんかが続いている相手がいる。」「にらまれた。」などです。詳しくお話を聞くと、「先生に知っておいてもらうだけで良いです。相手から話を聞いたり相手の親に伝えたりはしないでください。」というケースもあります。このような場合には、**私たちは「少し様子をみるだけにしておいてほしい。」という願いに寄り添いながら、注意深く多数の目で見守るようにしています。**いじめに関しては、**すぐに組織的に対応を検討し、保護者の皆様とも連携しながら問題解決に取り組むことが原則ですが、子供たちがいつでも相談しやすい環境を整えることも大切にしています。**



令和3年11月1日

保護者の皆様

仙台市教育委員会

「いじめ防止『きずな』キャンペーン きみたちは ずっと なかま」の実施について（お知らせ）

晩秋の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、仙台市教育委員会では、いじめ防止対策を最優先課題として取り組んでおり、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができるよう、5月に引き続き、11月も下記のとおりキャンペーンを実施いたします。

つきましては、ご家庭におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 目的

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識し、全市立学校が、いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高め、いじめの未然防止を図る。

2 期間

令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

3 主催

仙台市教育委員会、仙台市PTA協議会、仙台市校外指導連盟、仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会



4 実施内容

- (1) いじめの防止に向けた児童会・生徒会活動の推進
- (2) 児童生徒のサインや兆候を見逃さない取組
- (3) 「仙台市児童生徒8万人のいじめ防止『きずな』アクション」によるいじめ防止活動
- (4) 仙台市いじめ実態把握調査の実施
- (5) いじめ未然防止に向けた啓発
- (6) その他、学校の計画による独自の取組

5 家庭の協力について

- (1) ご家庭においても、いじめは決して許されない行為であることや、憶測や偏見で差別をしてはならないこと等について、お子様と話題にしてください。
- (2) いじめ等に関してお子様が悩まれているときや、学校の対応について不安や疑問がございましたら、スクールカウンセラーや相談電話等の相談窓口を積極的にご活用ください。

※ 相談窓口のご利用は、児童生徒本人はもとより、保護者の利用も可能です。相談窓口の詳細につきましては、5月に配布した、いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」をご参照ください。

	24時間いじめ相談専用電話 (仙台市教育委員会) (0120) 81-2455	
---	---	---

担当	教育相談課 いじめ不登校対策班
電話	214-8780